る書面（当該原因関係者に関する部分に限る。以下この条において同じ。）を作成し、当該原因関係者に送付しなければならない。

一　法第二十四条第一項　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書面
　イ　委員会が事故等調査（特定調査を除く。）を行っている場合　当該事故等調査に関する報告書の案
　ロ　委員会が特定調査を行っている場合　法第二十五条第三項の規定により報告する当該特定調査の経過の案を記載した書面
二　法第二十六条第三項又は第二十七条第四項において準用する法第二十四条第一項　法第二十五条第四項の規定により報告する事故等調査の経過の案を記載した書面

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶事故等に係る原因関係者に対し、意見を述べる機会を与えようとする場合には、事案の件名及び発生日、当該原因関係者に関する事項、同項各号に定める書面の閲覧場所並びに意見の有無に係る申出の期限を公示することをもって足りる。

一　首席地方事故調査官の所掌に係る船舶事故等のうち、次に掲げるもの
　イ　死亡者、行方不明者及び重傷者が発生しなかったもの
　ロ　船舶又は船舶以外の施設の損傷が航行に影響しないもの
二　前号に掲げるもののほか、軽微な船舶事故等として委員会が認めたもの

3　前項に規定する場合において、原因関係者は、第一項各号に定める書面を、前項の規定により委員会が公示する場所において閲覧することができる。この場合において、当該書面について意見があるときは、同項の規定により委員会が公示する期限までに、委員会にその旨を申し出ることができる。

原因関係者に送付しなければならない。ただし、次に規定する軽微な船舶事故等については、事案の件名及び発生日、原因関係者に関する事項、次項の規定による報告書の案の閲覧場所並びに意見の有無に係る申出の期限を公示することをもって足りる。

一　首席地方事故調査官の所掌に係る船舶事故等のうち、次に掲げるもの
　イ　死亡者、行方不明者及び重傷者が発生しなかったもの
　ロ　船舶又は船舶以外の施設の損傷が航行に影響しないもの
二　前号に掲げるもののほか、軽微なものとして委員会が認めたもの

（新設）

2　前項ただし書に規定する場合にあっては、原因関係者は、事故等調査に関する報告書の案を、同項ただし書の委員会が公示する場所において閲覧することができ、当該報告書の案について意見がある場合においては、同項ただし書の委員会が公示する期限までに、委員会にその旨を申し出ることができる。

（意見の聴取）

第六条　法第二十四条第一項（法第二十六条第三項又は第二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、原因関係者に対し、意見を述べる機会を与える場合には、期日を定め、出頭を求めて行うものとする。

2～4　（略）

（意見聴取会開催の公示及び告知）

第十条　委員会は、法第二十四条第二項（法第二十六条第三項又は第二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により意見聴取会を開こうとする場合には、少なくとも意見聴取会開催の十四日前に、事案の件名及び発生日、意見聴取会の日時及び場所、次条第一項各号に定める書面の閲覧場所並びに公述申込書を提出すべき場所及び期限を公示しなければならない。

2　（略）

（事故等調査に関する書面の作成及び閲覧）

第十一条　委員会は、次の各号に掲げる規定により意見聴取会を開こうとする場合には、当該各号に定める書面を作成するものとする。

一　法第二十四条第二項又は第三項　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書面
　イ　委員会が事故等調査（特定調査を除く。）を行っている場合　当該事故等調査に関する報告書の案（法第二十五条第一項第二号に掲げる事項に限る。）
　ロ　委員会が特定調査を行っている場合　法第二十五条第三項の規定により報告する当該特定調査の経過の案を記載した書面（当該特定調査により判明した事実に関する部分に限る。）
二　法第二十六条第三項又は第二十七条第四項において準用する法第二十四条第二項　法第二十五条第四項の規定により報

（意見の聴取）

第六条　法第二十四条第一項の規定により、原因関係者に対し、意見を述べる機会を与える場合には、期日を定め、出頭を求めて行うものとする。

2～4　（略）

（意見聴取会開催の公示及び告知）

第十条　委員会は、法第二十四条第二項に規定する意見聴取会（以下「意見聴取会」という。）を開こうとするときは、少なくとも意見聴取会開催の十四日前に、事案の件名及び発生日、意見聴取会の日時及び場所、次条第二項の規定による報告書の案の閲覧場所並びに公述申込書を提出すべき場所及び期限を公示しなければならない。

2　（略）

（事故等調査に関する報告書案の作成及び閲覧）

第十一条　意見聴取会を開催する場合には、委員会は、事故等調査に関する報告書の案（法第二十五条第一項第二号に掲げる事項に限る。次項において同じ。）を作成するものとする。